

(秋提案)募集期間:平成27年10月6日(火)～10月30日(金)

提案主体の氏名 又は団体名	提案名	事業の実施場所	具体的な事業の実施内容	事業を実施した場合に想定される経済的社会的効果	事業の実施を不可能又は困難とさせている規制等の内容	規制等の根拠法令等	規制・制度改革のために提案する新たな措置の内容
佐賀県鳥栖市 福岡県小郡市 佐賀県基山町	「九州ブランディング拠点創生特区」～ 県境を越えて交通結節機能を最大化。すべては九州のために～	佐賀県鳥栖市 福岡県小郡市 佐賀県基山町	<p>日本有数の鳥栖ジャンクション地域での産業団地等形成</p> <p>九州の地方都市ながら、積極的な産業政策等により人口が増え続けている本地域にあって、鳥栖ジャンクションを擁する交通の要衝としての発展可能性を最大化するため、民間活力も誘導し、産業団地・住宅環境整備を継続して進めることで企業集約・雇用確保を図り、大都市・中核都市ではない拠点都市として、「九州ブランディング拠点」を創生する。</p> <p>【ミッション】 ⇒ 「九州ブランディング拠点」の創生</p> <p>【ビジョン】 ⇒ 鳥栖ジャンクション地域での企業需要に即応できる産業の展開 ⇒ 国内外からヒト・モノ・カネ・情報を集約し、九州はもとより日本各地での経済活動を活性化 ⇒ 「一生働けるまちモデル」の創出 ⇒ 「攻めの農業」の環境整備</p>	<p>●鳥栖ジャンクション周辺地域の発展を最大化することが可能</p> <ul style="list-style-type: none"> ・日本有数の国内、国際産業拠点の拡大 ・製造品出荷額等増 ・農業輸出の増大 ・雇用創出 ・九州全体への経済波及 	<p>農業振興地域の整備に関する法律に基づき、農用地区域からの除外を行おうとした場合、地域の特性に応じた柔軟な手続きや企業需要に適宜即応できる迅速な手続きとなっていない。</p>	<p>農業振興地域の整備に関する法律第13条第2項</p>	<p>土地の高度利用を進める観点から、農用地区域を農地転用するために必要となる農振除外の手続きについて、土地の高度利用を進める観点から、鳥栖ジャンクションに近接する鳥栖インターチェンジから概ね4km以内の区域計画で指定された地域に限り、基準(5要件)の適用を免除する。</p>
					<p>現在、インターチェンジから概ね300m以内は開発可能だが、企業ニーズの高い300m以上の隣接する集团的農用地は開発が困難となっている。</p>	<p>農地法第5条</p>	<p>鳥栖ジャンクションに近接する鳥栖インターチェンジから概ね4km以内の地域であって、区域計画で指定された場所の甲種、1種、2種農地等の分類基準を緩和して、原則として農地転用が可能とされる「3種農地」の扱いとする。</p>
					<p>都市計画法による開発に関して、農地関連規制の手続きとあわせ地域の特性に応じた柔軟な手続きや企業需要に適宜即応できる迅速な手続きとなっていない。</p>	<p>①旧都市計画法第34条第10号イ(H19.11.30廃止) ②都市計画法第13条第1項第7号</p>	<p>① 企業の進出意欲に対応するため、鳥栖ジャンクションに近接する鳥栖インターチェンジから概ね4km以内の区域計画で指定された地域に限り、市街化調整区域の大規模開発をより迅速に実現すべく、先に廃止された基準(都市計画法第34条第10号イ)を復活適用し、必要な開発を可能とする。 ② 市街化調整区域の大規模開発を用途制限付きで許可することを認める。</p>
					<p>市の周辺部ながら隣接他県の市の中心地域と隣接する地域について、都市計画制度上の一体性を認め、市街化区域に編入することを認める(現行制度では(20haに満たない)「飛び地」は編入できない)。</p>	<p>都市計画法第13条第1項第2号、都市計画法施行令第8条第1項第1号</p>	<p>市の中心市街地からは離れているものの、県境を挟んだ隣接自治体の市街地と接する地域については、連続性を勘案しつつ地域の実情に合った市街地形成を促し、県外隣接自治体の都市計画との連携をより一層図るため、市街地編入の条件である「既成市街地に連続していること」という規定の適用を免除する。</p>
					<p>中小企業信用保険法では農林水産業が中小企業に位置付けられていないため、中小企業信用保険法の対象となっていない。</p>	<p>中小企業信用保険法第2条</p>	<p>中小企業信用保証制度の対象を農業分野に拡大し、農業を営む者も活用できるようにする。</p>
<p>現在は、拠点性ある地域に進出しようとする意欲の高い企業に対し、その生産性や競争力を向上させるために法人税を減税することが認められておらず、「強い経済」を形作るための産業集積の機会を逃している。</p>	<p>法人税法</p>	<p>鳥栖ジャンクションに近接する鳥栖インターチェンジから概ね4km以内の地域であって、区域計画で指定された場所に新たに進出し、設備投資を行った企業に対し法人税(国税)を3年間軽減する。</p>					

(秋提案)募集期間:平成27年10月6日(火)～10月30日(金)

提案主体の氏名 又は団体名	提案名	事業の実施場所	具体的な事業の実施内容	事業を実施した場合に想定される経済的社会的効果	事業の実施を不可能又は困難とさせている規制等の内容	規制等の根拠法令等	規制・制度改革のために提案する新たな措置の内容
佐賀県鳥栖市 福岡県小郡市 佐賀県基山町	「九州ブランディング拠点創生特区」 ～ 県境を越えて交通結節機能を最大化。すべては九州のために～	佐賀県鳥栖市 福岡県小郡市 佐賀県基山町	(全ページ記載内容と同様)		現在は、低開発地域工業開発地区に指定後40年が経過すると、設備を新設・増設した者について、その事業に係る固定資産税の課税免除をした場合の基準財政収入額からの控除が認められないため、依然開発ニーズが存在する自治体として課税免除措置を活用することが困難となる。また、対象範囲も「製造の事業の用に供する設備」と限定されている。	低開発地域工業開発促進法第5条 租税特別措置法第12条及び第45条	低開発地域工業開発地区として指定された地区で、企業立地促進法による大臣の認定を受けた基本計画事業の用に供する設備を新設・増設した者について、その事業に係る固定資産税の課税免除をした場合の基準財政収入額からの控除を、鳥栖ジャンクションに近接する鳥栖インターチェンジから概ね4km以内の地域であって、区域計画で指定された場所に限り認める。
			日本有数の鳥栖ジャンクション地域での産業団地等形成 九州の地方都市ながら、積極的な産業政策等により人口が増え続けている本地域にあつて、鳥栖ジャンクションを擁する交通の要衝としての発展可能性を最大化するため、民間活力も誘導し、産業団地・住宅環境整備を継続して進めることで企業集約・雇用確保を図り、大都市・中核都市ではない拠点都市として、「九州ブランディング拠点」を創生する。 【ミッション】 ⇒ 「九州ブランディング拠点」の創生 【ビジョン】 ⇒ 鳥栖ジャンクション地域での企業需要に即応できる産業の展開 ⇒ 国内外からヒト・モノ・カネ・情報を集約し、九州はもとより日本各地での経済活動を活性化 ⇒ 「一生涯働けるまちモデル」の創出 ⇒ 「攻めの農業」の環境整備	(前ページ記載内容と同様) ●鳥栖ジャンクション周辺地域の発展を最大化することが可能 ・日本有数の国内、国際産業拠点の拡大 ・製造品出荷額等増 ・農業輸出の増大 ・雇用創出 ・九州全体への経済波及	本地域が提案している規制緩和により農振農用地(青地)の指定除外手続きを行い、農地転用を行う場合、地域内の公共事業完了8年未満の農地であれば補助金返還を求められる可能性があり、転用後の円滑な土地利用のために、その負担軽減が必要。	補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第22条 農業基盤整備促進事業実施要領第9等	鳥栖ジャンクションに近接する鳥栖インターチェンジから概ね4キロ以内の地域であつて、区域計画で指定された場所により農振除外、農地転用が認められ、公共事業完了8年未満の農地を転用(農産加工関連施設等)した場合における補助金の返還義務負担を緩和する。
					現在、農商工連携促進法の適用を受けるためには、農業者と商工業者が共同で連携計画を提出する必要があり、受けられる融資条件にも差があるなど、加工・販売業など多様な担い手として意欲と能力を有する中小企業者が農業へ関与するための支援策としては柔軟性が低い。	中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律第4条等	① 商工業者単独での農業関連事業に対しても融資を認める。 ② 融資条件(貸付利率等)を農業者向けと同等とする。 ③ 農林水産・経済産業大臣による農商工等連携事業計画の認定を内閣総理大臣による認定のみに改めることでスピード感をもった多様な事業展開を促進する。
					農用地区域内では、農地は原則として転用することができず、例外として「農業用施設」に該当する場合は、農地転用許可をすることができる。しかし、農家レストランは、現在、農業用施設に該当しない。	農業振興地域の整備に関する法律第3条第4号	農業者が生産する農作物等を調理して提供する場合に、農家レストランを農用地区域内に設置することを可能とする。
		シルバー人材センターにおける主たる業務は、「臨時的かつ短期的なもの又はその他の軽易な業務であり、労働者の一週間当たりの平均的な労働時間に比し相当程度短いもの」となっており、高齢者の就業に制約となっている。	高齢者等の雇用の安定法 職業安定局通達(H16.11.4)	農業等に従事する場合のシルバー人材センターの就業時間を週20時間から週40時間に拡大する。			